

No.20	中小企業経営改善計画策定支援事業補助金
事業概要	認定経営革新等支援機関の支援を受けて、経営改善計画の策定などに取り組む中小企業を対象に、その経費の一部を補助します。
補助対象経費	①経営改善計画策定支援 ②伴走支援 ③経営者保証解除支援
補助率	いずれも1/2
上限額	①10万円 ②10万円 ③2万5千円
担当課	産業政策課（34-8355）
市ウェブ番号	1022783

No.21	中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金
事業概要	中小企業者等の脱炭素に向けた取組を支援するため、金融機関と連携し、CO2削減効果の高い省エネ・再エネ設備を宇部市内で導入するための借入に要する利子の一部を補助します。
対象事業者	次の①と②のいずれも該当する者 ① 市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 ② 国（経済産業省または環境省）の脱炭素融資促進利子補給事業の利子補給金の対象となった融資を受けている者 ※ 対象となる国の事業の指定があります。
担当課	産業政策課（34-8380）
市ウェブ番号	1019899

No.22	省エネ診断支援補助金
事業概要	脱炭素経営に向けて、省エネ診断を受診する市内事業者に対し、受診料を補助します。
補助対象経費	① 一般社団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断 A診断 受診料 10,670円全額 ② 一般社団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断 B診断 受診料 16,940円全額 ③ ①、②以外の実施機関の省エネ診断 受診料全額（上限 22,000円）
補助率	受診料全額
上限額	③は上限 22,000円
担当課	産業政策課（34-8380）
市ウェブ番号	1018609

No.23

中小企業者等省エネ設備導入補助金

事業概要

中小企業者等のエネルギー価格高騰による負担軽減と、脱炭素化を推進するため、省エネ設備導入費用の一部を補助します。

補助対象経費

省エネ設備の導入費
(購入費、据付工事費、既存設備の撤去費等)

【要件】次の①と②のいずれも該当する省エネ設備

①省エネ基準達成率100%以上を満たす製品、または、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品

- ・エアコン
- ・LED照明器具(電球のみ交換は除く)
- ・冷凍冷蔵庫
- ・温水機器(ガス・石油)
- ・エコキュート
- ・高性能ボイラ など

②市内で事業を行っており、省エネ設備を導入する市内の事業所で、引き続き事業を5年以上継続する意思を有する中小企業者等が、自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に導入する省エネ設備で、市内に事業所や店舗がある事業者(販売店・工事業者)から導入するもの

※国や他の地方公共団体等が実施する補助金等の対象となった省エネ設備は対象外

※事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等(マンション、アパート、テナント等)は対象外

※中古品、リース、レンタルは対象外

補助率

1/2

上限額

40万円

担当課

産業政策課(34-8380)

市ウェブ番号

1024795

